

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年11月22日に実施した保健福祉部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年1月29日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 久保田 義 則

同 岸 浪 孝 志

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成19年1月12日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

相模原市看護師等修学資金貸付金の返還金未納者に対して督促状を送付していなかった件につきましては、平成17年11月1日に、同年9月までの未納分に係る督促状を送付し、その後は、納期限後1か月を経過した時点で督促状を送付するように改めました。

また、相模原市看護師等修学資金貸付金条例への延滞金条項の規定化につきましては、平成18年12月議会において延滞金条項等に係る条例改正を行い、平成19年4月1日から施行することに改めました。

(参考)

保健福祉部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成17年11月22日

2 監査の結果（抜粋）

- (1) 地域医療課の諸収入金の収納に関する事務を調査したところ、看護師等修学資金貸付金の返還金を納期限までに納付しない者に対して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条に規定する督促をしていないこと、相模原市看護師等修学資金貸付金条例（平成5年相模原市条例第12号）に延滞利息についての規定がないことなどの不適切な事例が見受けられた。

これらは、返還金収納事務を適正かつ効果的に実施するために改善を要する事例であるので、条例改正を含め、速やかに対応された。